

議第7号

地方税財政基盤の充実・強化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成24年7月6日

提出者

竹内資浩 岡本 本富 治
杉本直樹 川端正貴 義
岸本泰治 西沢貴佑 朗
児喜喜宏 岡井若国 樹
樫喜喜宏 笠井若国 利
寺喜喜正 丸若若国 二
藤喜喜正 藤丸若若 治
北喜喜勝 有木元岡 生
南喜喜恒 木元岡 美
重喜喜佳 岡福嘉 生
三喜喜俊 嘉岩庄 絵
中来喜正 岩庄黒 守
森喜正 松長 之
白喜春 長 史
長喜文 黒 彦
黒喜征 大 章
大喜章 殿 治
大喜章 殿 見

徳島県議会議長

樫本

孝殿

地方税財政基盤の充実・強化を求める意見書

本県においては、依然として厳しい状況にある地域経済の活性化や少子・高齢社会に対応した総合的な地域福祉施策の充実、環境問題への対応、防災・減災対策、各種社会資本の整備など増大する財政需要への適切な対応が求められている。

とりわけ、東海・東南海・南海の三連動地震の発生が切迫した状況にあり、本年3月末に「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、国の推計結果が公表されたが、従来の想定を大きく上回る津波高や震度7の強震エリア拡大の震度分布が示されたところであり、早急な対策を講じる必要がある。

しかしながら、本県の財政運営は、行財政改革の徹底した取り組みを進めているものの、依然として大幅な財源不足と累積した多額の借入金残高を抱えており、また、円高の影響などにより税収の先行きが不透明であり、財源不足の拡大も危惧されるなど、極めて厳しい事態となっている。

こうした中、6月26日に社会保障と税の一体改革関連法案が衆議院で可決されたが、政府・民主党は、当初から消費税増税を先行させたものの、低所得者に対する社会保障制度改革や防災・減災を中心とした経済対策の予算を審議中である。

今後、社会保障と税の一体改革が進められることになるが、国・地方を通じて安定的に運営できる社会保障制度の実現のためには、偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築が必要不可欠である。

よって、国においては、地方税財政基盤の充実・強化を図るため、次の事項について、格別の措置を講じるよう強く要望する。

- 1 地方交付税については、財源保障機能の強化、法定率の引き上げや別枠加算の継続により、必要な総額を確保するとともに、その配分については、地域間格差是正の観点から、財政調整機能の充実強化を図ること。
- 2 地方税については、税収が安定的な地方税体系の構築に取り組むこと。
特に、社会保障と税の一体改革に当たっては、地方の参画の下、地方の意見や役割、制度運営の実態を十分踏まえ、制度設計を行うこと。
- 3 災害復旧・復興費は、国の責任において負担するとともに、被災地方公共団体のみならず、他の地方公共団体を実施する様々な支援対策に必要な財政需要にも適切な財政措置を講ずること。
- 4 直轄事業負担金については、国と地方の協議の場等を通じて地方と十分協議を重ねながら、平成25年度までの早い時期での負担金制度の廃止を明確にし、具体的な手順等を盛り込んだ工程表を早急に作成するとともに、国と地方の役割分担等の見直しや地方への権限と財源の一体的な移譲など、制度廃止に向けた取り組みを確実に進めること。
- 5 地域自主戦略交付金については、必要な総額を確保するとともに、地方の意見を十分反映させ、「地方の自由度」の拡大に資する制度に改善していくこと。
- 6 平成21年度第1次補正予算で創設された基金事業の多くが平成24年度末

をもって期限を迎えるが、妊産婦健康診査支援など恒常的に実施すべきものについては、基金事業終了後も引き続き実施できるよう、所要の財源措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

総 務 大 臣

財 務 大 臣

復 興 大 臣

国家戦略担当大臣

内閣府特命担当大臣(経済財政政策)

内閣府特命担当大臣(防災)

内 閣 官 房 長 官

協力要望先

県選出国會議員

議第8号

尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成24年7月6日

提出者

竹内資浩 岡本富治
杉本直樹 川西正樹
岸本泰治 岡田勝思
児島多宏 笠井若丸
喜樫寺藤 有木元
北南重三 岡福嘉
中来森大 岩長森

徳島県議会議長 樫本 孝 殿

尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書

尖閣諸島が我が国固有の領土であることは歴史的・国際法的に明確であるにもかかわらず、他国が不当に領有権を主張している。このまま放置すれば、我が国の領土保全は極めて不安定な状況になる恐れがある。国民の手による尖閣諸島購入を実現するとともに、実効支配を早急に強化し「尖閣を守る」という国家の意思を国内外に明確に示す必要がある。

また、我が国は世界第6位の排他的経済水域面積を有しており、豊富な海底資源を保全し、国益を守るためにも国境となる離島の保全・振興、無人島となっている国境の島の適切な管理を進めていくことが不可欠である。

よって、国においては、海洋国家日本の国益を保全するため、次の措置を講じられるよう強く要請する。

- 1 我が国の領土・主権を毅然たる態度で守る意志を国内外に明確にするため、領域警備に関する必要な法整備を速やかに講じること。
- 2 我が国の領土・主権・排他的経済水域等の保全上、重要な離島を振興する新法を制定するとともに、重要な無人島について国による土地収用に係る措置等を定めた新法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

法 務 大 臣

国 土 交 通 大 臣

防 衛 大 臣

内 閣 官 房 長 官

協力要望先

県 選 出 国 会 議 員

議第9号

北方領土問題の早期解決に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成24年7月6日

提出者

竹内資浩 岡本富治
杉本直樹 川正端義
岸本泰治 西貴朗
児島多宏 岡佑樹
喜多本宏 笠国利
樫寺正 藤元二
藤北勝 有元益
南重恒 木元征
三中佳 岡章理
來森俊 福正昌
白正 嘉野
長春 岩崎
黒文 庄黒
大征 松長
章 森

徳島県議会議長 榎本 孝 殿

北方領土問題の早期解決に関する意見書

択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島から成る北方四島は、歴史的に見ても国際法に照らしてみても、疑う余地のない我が国固有の領土であり、北方四島の返還実現は、我々に課せられた国民的課題であり、全国民の長年の悲願である。

また、北方領土問題の解決は日本とロシアとの関係を正常化し、アジア太平洋地域の平和と安定に大きく貢献するものである。

しかしながら、戦後65年以上を経た今日もなお、その返還が実現されていないことは、極めて遺憾なことである。

このような中、当時のメドベージェフ大統領は平成22年11月1日に国家元首としては旧ソ連時代を含め初めて北方領土の国後島を訪れ、去る7月3日には首相として再び訪れ、その際、北方四島について「ロシア領であり、一寸たりとも渡さない」と述べたと報道されている。

これに先立ち、6月18日に日露首脳会談が開かれ、北方領土交渉の再活性化に向けた合意がなされたばかりであり、「静かな環境」のもとで進めていくことでも一致し、今回の訪問はこの合意に明らかに逆行するものである。

これらロシアの動きは、我が国の北方領土返還要求を牽制し、北方領土の実効支配を鮮明にしようとするものであり、憤怒に耐えないところである。

よって、国においては、今回の北方領土への首相訪問に対して毅然たる態度を示すとともに、北方領土問題の一日も早い解決に向け、外交交渉を一層加速させ、日露両国間に真に安定的な平和友好関係を確立するため、最善の努力をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)

外 務 大 臣

国家戦略担当大臣

内 閣 官 房 長 官

協力要望先

県選出国會議員